

## 前回の廃棄物部会等における委員意見への対応

資料 1

### (1) 前回の廃棄物部会における委員意見対応

番号	関連章等	委員意見要旨	対応案	資料2 該当頁
1	第3章 第6章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出口側の循環利用率について説明が必要ではないか。</li> <li>・物質フローの模式図などにより説明を加えてはどうか。</li> <li>・出口側の循環利用率に加え、将来的に、入口側の循環利用率についても指標として位置付けして設定していく旨を記載すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章1 目標設定の考え方に「再生利用率」から「出口側の循環利用率」に変更した旨と用語の説明を追加しました。</li> <li>・第6章に今後の展望として、国の動向を踏まえ、入口側の循環利用率等の新たな指標の設定等を検討していく旨を追記するとともに、物質フローのイメージ図を追加しました。</li> </ul>	43 96
2	第5章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ削減と食の安全との兼ね合いを加えられないか。</li> <li>・お店で食べきらず持って帰る場合の注意点等を記載すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が外食時にできる取組や持ち帰りの際の注意点をトピックスとしてとりまとめました。</li> </ul>	86
3	第4章 第5章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減推進計画が1章を設けて大がかりのものとなっている。これまで施策1の3Rの促進に記載されていた施策や新たに施策7が記載されておりわかりにくい。</li> <li>・施策7については「第5章食品ロス削減推進計画に従って取組を進める」との記載でいいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4章施策1「3Rの促進」内の食品ロス関連の記載と第5章の記載内容が重複していたため、食品ロス削減関連の記載を第5章に集約しました。</li> <li>・施策7について、「第5章食品ロス削減推進計画に従って取組を進める」との記載に修正しました。</li> </ul>	49～52 66
4	第1章 第2章 第3章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラフや表に、前計画の目標年度2014年度、基準年度2019年が何度も記載に出てくる。このことについて、最初に説明してはどうか。</li> <li>・最後の第6章の進捗の箇所にもその旨を記載すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章に、目標年度、基準年度を追記しました。</li> <li>・第6章に基準年度である2019年度の数値を基準として達成状況の把握を行う旨を追記しました。</li> </ul>	6 95
5	第3章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出口側の循環利用率について、現計画の目標値に到達することなく、数値が悪化している中で、目標値を現計画と据え置きとしているが、マイナスからプラスに上向く根拠はあるのか。目標の達成の見込みはあるのか。一般廃棄物の再生利用率は、民間事業者等の回収を指標に反映できないため達成できないと聞いているが、率を上げるための施策をどう考えているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的な問題となっているプラスチックごみ問題への対応等、資源循環の取組(別紙参照)を進めることで、循環利用率の向上を目指します。</li> </ul>	

### (2) 前回の廃棄物部会後における委員意見対応

1	4章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックの海洋汚染が問題になっています。さらに、多くのプラスチックごみは、河川を通じて海洋へ流出する。</li> <li>・海岸漂着ごみへの対応のほか、河川へのプラスチックごみの排出(流出)削減(防止)を強化すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策6(1)①消費者の行う具体的な行動例を列挙しました。プラスチックごみ削減のためには、回収と発生抑制の両輪の取組が必要なため、発生抑制については、消費者の行動変容を図るための普及開発を行っていきます。</li> </ul>	64
---	----	--	--	----

## 循環利用率の向上に資する新規・強化取組

施策			新規・強化	内容
5	(1)	ア①	新規	社会的課題となっているプラスチックや、今後課題となる太陽光パネルなどについて、動脈・静脈産業、有識者、市町村が連携し、製品のライフサイクル全体を通じたサーキュラーエコノミー型の循環モデルを構築するとともに、推進チームを立ち上げ、事業化を支援する。
5	(1)	ア②	強化	食品廃棄物などのバイオマス資源を活用した広域循環モデルの成果を継承するとともに、 <u>モデルの横展開・高度化</u> を図る。
5	(1)	イ①	強化	「あいち資源循環推進センター」において、環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」を配置し、事業化に向けた相談や技術指導に加え、 <u>サーキュラーエコノミー型ビジネスやリソーシング産業への転換を図る相談</u> など、循環ビジネスの発掘・創出から事業化、事業継続、普及・展開までを総合的に支援する。
5	(3)	イ②	強化	循環型社会形成推進事業費補助金により、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討、 <u>エコデザインを施した製品製造設備やリサイクル設備等の整備</u> （リサイクル、リデュース、プラスチック関係設備整備）を実施する事業者に対して補助を行う。
5	(3)	イ③	強化	<u>サーキュラーエコノミー型ビジネスの普及のため、環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）と連携して、事業者向けセミナー、先進的なりサイクル施設等の見学会及び事業者の工場等に出向く相談会を開催するほか、メッセナゴヤなどの大型イベントの場を活用して、事業者・団体が開発した製品・サービスの販路拡大を支援する。</u>
6	(1)	①	新規	消費者に対して、パンフレットやWebページ等を通じた普及啓発により、ごみは持ち帰り、自治体の回収ルールに従い処分する、散乱しないよう、ごみ出しを工夫する、使い捨て（ワンウェイ）でない、繰り返し使える製品（マイボトルなど）を使用するなどプラスチックごみ削減の取組を促進する。
6	(3)	①	新規	「プラスチック資源循環促進法」に基づき、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の実施を促進するための技術的支援を行う。

※強化取組については下線部分を強化